

北海道における第三者評価基準の考え方

	評価項目	位置付け
必須基準	国の示す「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」の項目	評価機関認証の最低条件で、評価機関には、全項目を評価基準として用いることが義務付けられている。
推奨基準	基準等委員会で策定する「共通・重要項目」のうち、国基準に含まれない項目	北海道で独自に策定する項目で、評価基準として用いることが望ましい項目
独自基準	評価機関が独自に策定した評価基準で、「必須基準」「推奨基準」に含まれない項目	

北海道評価基準の構成

評価対象	評価分類	評価項目
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	必須基準 & 推奨基準
	2 計画の策定	
	3 管理者の責任とリーダーシップ	
II 組織の運営管理	1 経営状況の把握	
	2 人材の確保・育成	
	3 安全管理	
	4 地域との交流と連携	
III 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	
	2 サービスの質の確保	
	3 サービスの開始・継続	
	4 サービス実施計画の策定	
サービス内容基準	サービスの具体的な内容	
	※障害・児童福祉分野のみ	

利用者の意見 (評価の参考)	利用者調査項目
-------------------	---------

評価機関独自項目(独自基準)

必須基準と推奨基準

分野		北海道評価基準			合計 項目数	必須基準 通知年月日
		必須基準(国基準)		北海道推奨 基準		
		評価基準 55項目	サービス 内容基準			
高齢	老人ホーム 救護施設等	共通判断基準	なし	作成中	作成中	04年8月24日
障害	障害者(児)施設	障害児者施設 判断基準	26項目	(入所)該当 事項なし	81項目	05年3月29日
				(在宅)該当 事項なし	81項目	
児童	保育所	保育所判断基準	34項目	該当事項 なし	89項目	05年5月26日
	児童養護施設	児童入所施設 判断基準	33項目	該当事項 なし	88項目	05年3月29日
	乳児院		19項目	該当事項 なし	74項目	
	母子生活支援 施設		28項目	該当事項 なし	83項目	